

(参考資料)

「構造改革特区推進のためのプログラム」(平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定)別表2のフォローアップ結果

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
301	投資信託の特定資産の範囲拡大	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条	投資事業有限責任組合の持分権を、投資信託及び投資法人に関する法律上の特定資産に追加する。	次期通常国会に提出予定の左記法改正案と併せ実施。	「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約に係る有限責任組合員の出資持分を、投資信託等の投資の主たる対象となり得る資産(投資信託及び投資法人に関する法律上の特定資産)に追加する。 【投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第364号)】	平成15年1月施行 (措置済)	金融庁
302	信託できる財産への知的財産権の追加	信託業法第4条	知的財産権のうち可能なものから、信託業法上の信託の対象となる財産権に追加する。	平成15年度中	特許権、著作権等の知的財産権を信託業法の信託の対象となる財産権に追加することについて検討を行い、結論を得る。	平成15年度中に検討・結論、措置予定	金融庁
401	第三セクター以外の民間企業による地方公共団体の設置する「公の施設」の管理	地方自治法第244条の2第3項、地方自治法施行令第173条の3、地方自治法施行規則第17条	「公の施設」の管理受託者の範囲を民間事業者にまで拡大する。	平成15年度中	同左 【地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)】	平成15年6月13日(公布日)から3月以内に施行	総務省
402	私人による地方税の収納事務の容認	地方自治法施行令第158条等	コンビニエンスストア等の私人が、地方税の収納事務を取り扱えることとする。	平成15年度中	同左 【地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成15年政令第128号)】	平成15年4月1日施行 (措置済)	総務省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
403	地方公共団体から、国、独立行政法人又は公団等に対する寄附金等の支出制限の緩和	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項、地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の2、第12条の3	地方公共団体の要請に基づき、国立大学等が行う科学技術に関する研究開発等で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与するものに対し、国立大学等において通常行われる研究開発等と認められる部分を除くなどの一定の要件のもとで、地方公共団体が経費を負担できるように政令を改正する。	平成14年10月中	地方公共団体の要請に基づき、国立大学等が行う科学技術に関する研究開発等で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与するものに対し、国立大学等において通常行われる研究開発等と認められる部分を除くなどの一定の要件のもとで、地方公共団体が経費を負担できるようにする。 【地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第328号）】	平成14年11月1日施行（措置済）	総務省
404	地方独立行政法人制度の導入		平成14年8月に公表した「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書」を踏まえて、地方独立行政法人制度を創設する。	平成15年度中	同左	第156回国会に法案を提出	総務省
405	地方公共団体における一般職の任期付研究員、任期付職員の採用に係る身分併有制限の撤廃		公務員制度改革大綱に基づき国と民間企業との間の人事交流に関する法律が平成15年度中に改正、施行された場合、民間企業の社員の身分を有したままで、地方公共団体の一般職への併任を認める。	平成15年度中	同左	同左	総務省
406	総合保養地域整備法に基づく基本構想見直しに係る手続きの簡素化	総合保養地域整備法第6条	各道府県における総合保養地域整備法の基本構想の見直しに際して、変更に係る協議期間の短縮等、協議に係る事務負担の軽減措置について検討し、対応していくこととする。	平成14年度中	各道府県における総合保養地域整備法の基本構想の見直しの際の協議に係る事務負担の軽減措置に関して、変更申請時の書類の簡素化、標準処理期間の設定、事前協議及び正式協議のオンライン化等を行う。 【総合保養地域整備法に基づく基本構想の変更協議に係る事務負担の軽減について（平成15年6月16日総行地第83号、15農振第725号、国都地第48号）】	平成15年6月16日（措置済）	総務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
407	専門職の法人化	行政書士法	行政書士の法人制度の創設については、規制改革推進3か年計画（改定）に基づき平成15年度までに検討及び所要の措置を行う。	平成15年度中	同左	同左	総務省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
408	実験用無線局の開設要件の緩和	電波法第4条	実験無線局の開設の促進方策について、「電波有効利用政策研究会」の報告も踏まえて検討し、2003年度中に結論を得た上で、所要の措置を講ずる。	平成15年度中	同左	同左	総務省
409	災害救援のための無線局開局の免許手続きの簡素化等	電波法第4条、無線設備規則、周波数割当計画（平成12年郵政省告示第746号）	5GHz帯の災害時における利用については、他の周波数帯の利用可能性を含めて検討し、技術基準の策定等を行う。	平成15年度中	同左	同左	総務省
410	最適な電波の再配分	電波法第7条、26条	最適な電波割り当てを図るため、「電波有効利用政策研究会」からの報告も踏まえて検討し、2003年度中に結論を得た上で、電波の迅速かつ円滑な再配分の実施のための方策等、所要の制度整備を図る。	平成15年度中	同左	同左	総務省
411	無線LAN等の周波数帯域の拡大	電波法第7条 無線設備規則 周波数割当計画（平成12年郵政省告示第746号）	5GHz帯の無線LAN等への世界的な周波数分配の可否について、来年の世界無線通信会議において審議される予定。審議において、この帯域を無線LANに分配することが国際的に合意され、既存利用との調和が図れれば、総務省として無線LANの導入に向けた所要の措置を講ずる。	平成15年度中	5GHz帯の無線LAN等への世界的な周波数分配の可否について、2003年の世界無線通信会議において審議される予定。審議において、この帯域を無線LANに分配することが国際的に合意され、既存利用との調和が図れれば、総務省として無線LANの導入に向けた所要の措置を講ずる。	同左	総務省
412	無線LAN等の周波数帯域の国・地方公共団体への追加割り当て	電波法第7条 無線設備規則 周波数割当計画（平成12年郵政省告示第746号）	国・地方公共団体が利用する無線LAN等の技術基準の策定、周波数の割当を行う。	平成15年度中	国・地方公共団体が無線アクセスシステム等を用いた地域内の公共ネットワークの構築を行えるよう、技術基準の策定や周波数の割当等所要の措置を講ずる。	同左	総務省
413	燃料電池に係る消防法上の規制の緩和	消防法第9条、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第16条第5号	燃料電池を利用した発電設備の規制について、平成15年度中に検討・検証を行い、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。	平成15年度中	燃料電池を利用した発電設備の規制について、平成15年度中に安全性等に関する検討・検証を行い、その結果を踏まえ、発電設備の建築物からの必要な保有距離の在り方について検討する等所要の措置を講ずる。	同左	総務省 (消防庁)

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
414	工場等の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上の区分・地区要件等の緩和	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第3条、第4条	事業者から具体的な事業の提案及び関連するデータ等の提出が平成15年度上期までになされるならば、工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種・少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。	平成15年度中	同左	同左	総務省 (消防庁)
415	燃料電池自動車の水素ステーションに関する、ガソリンスタンドへの併設	危険物の規制に関する政令第17条第1項第9号	平成15年度に検討・検証を行い平成17年初期までには所要の安全基準を整備する予定。ただし、前提条件である、水素ステーションの高圧ガス保安法上の安全対策が予定より早期に具体化された場合は、平成15年度の検討・検証結果を踏まえ、平成15年度中に所要の措置を講ずる。	平成15年度中	同左	同左	総務省 (消防庁)
416	国立大学教員等の勤務時間内兼業に係る基準等の明確化	国家公務員法第104条	国立大学教員等が産学官連携活動のために勤務時間内兼業を行うことについて、その政策的意義、公益性等について明らかにした上で、国立大学の法人化後における服務、勤務時間管理等に係る文部科学省の方針を踏まえて、一定の基準・手続の下で実施できるようにする。	平成15年度	同左 【「職員の兼業の承認及び許可の手続等について」の一部改正について(平成15年3月31日14文科人第490号)、国立大学教員等の勤務時間内兼業に係る手続等について(平成15年3月31日14人審発第599号)】	平成15年4月1日 実施 (措置済)	総務省 文部科学省
501	インターネットによる公告掲載の容認	商法第166条	紙媒体を前提としている公告一般の電子化を認める。	平成15年度中に 法案を提出	同左	平成15年中に 法案を提出	法務省
502	株券不発行会社の許容	商法第226条ノ2、第205条	株主が希望した場合等、限定的にしか認められていない「株券不発行」を制度として認める。	平成15年度中に 法案を提出	同左	平成15年中に 法案を提出	法務省
503	マンション内への光ファイバー敷設の際の区分所有者合意要件の緩和	建物の区分所有等に関する法律第17条第1項	マンションの共用部分の変更について、形状又は効用を著しく変更するものを除き、決議要件を緩和し、過半数の普通決議で足りることとする。	平成14年度中	同左 【建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第140号)】	平成15年6月 1日施行 (措置済)	法務省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
504	外国法事務弁護士の日本弁護士の雇用の禁止、共同事業の禁止の緩和	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第49条、第49条ノ2	外国法事務弁護士について、共同事業を自由化し、日本弁護士の雇用禁止規定を見直す。	平成15年中	外国法事務弁護士についての弁護士の雇用の解禁及び弁護士との共同事業の自由化等を内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を、司法制度改革推進本部が第156回国会に提出した。	第156回国会に法案を提出	法務省
505	輸出入・港湾関連手続の合理化（ワンストップサービス・シングルウィンドウ化）	運用（関税法、出入国管理及び難民認定法、検疫法、食品衛生法、家畜伝染予防法、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、港則法関連）	関係府省とともに、必要なシステム整備を行い、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現する。	平成15年度のできるだけ早い時期	同左	平成15年7月中を目途に運用開始	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
506	外国人学生の特定活動ビザ取得要件の緩和	平成2年5月24日法務省告示第131号 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件	夏季休暇期間等を利用して本邦企業での実務経験を得ようとする外国人学生の受入れについて、原則として単位取得を前提とした現行の規制を緩和する。	平成15年度中	同左	同左	法務省
701	歳入金の収納について、電子的手続を可能とするシステムを整備	会計法第5条、第6条、第7条 歳入納付二使用スル証券二関スル件 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第2条第1項	行政手続オンライン化法（継続審査）において、国の行政手数料等の電子納付を可能とするための法制上の手当てを行ったところ。具体的には、歳入金について2003年度までに電子納付を可能とするためのシステムを構築中。	平成15年度中	行政手続オンライン化法において、国の行政手数料等の電子納付を可能とするための法制上の手当てを行ったところ。具体的には、歳入金について平成16年1月に電子納付を可能とするためのシステムを構築中。	平成16年1月	財務省
702	輸出入・港湾関連手続の合理化（ワンストップサービス・シングルウィンドウ化）	運用（関税法、出入国管理及び難民認定法、検疫法、食品衛生法、家畜伝染予防法、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、港則法関連）	関係府省とともに、必要なシステム整備を行い、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現する。	平成15年度のできるだけ早い時期	同左	平成15年7月中を目途に運用開始	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
801	インターナショナルスクール卒業者の大学入学機会の拡大	学校教育法第56条 学校教育法施行規則第69条	大学入学資格の緩和等によりインターナショナルスクールの卒業者の大学入学機会を拡大する。	平成14年度中	同左	検討中	文部科学省
802	インターナショナルスクール卒業者の高等学校入学機会の拡大	学校教育法第47条 学校教育法施行規則第63条 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則	中学卒業程度認定試験の受験資格の緩和等によりインターナショナルスクール卒業者の高等学校入学機会を拡大する。	平成14年度中	中学卒業程度認定試験の受験資格の緩和によりインターナショナルスクール卒業者の高等学校入学機会を拡大する。 【就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第12号）】	平成14年度 （措置済）	文部科学省
803	大学の学部・学科の新設、廃止の簡素化	学校教育法第4条 学校教育法施行令第23条	大学において、学位の種類・分野の変更を伴わない学部・学科の新設、廃止手続を、認可制から届出制に変更する。	今秋臨時国会に 法案提出	同左 【学校教育法の一部を改正する法律（平成14年法律第118号）、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成15年政令第74号）】	平成15年4月1日 施行 （措置済）	文部科学省
804	私立学校設置時の、学校法人の資産条件の緩和	私立学校法第25条 学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準	大学等の校舎につき、地方自治体からの全部借用を認めるなど、学校法人が私立学校を設置する際に必要となる学校法人の自己資産条件を緩和する。	平成15年4月1日 から施行	同左 【学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準を定める件（平成15年文部科学省告示第41号）】	平成15年4月1日 施行 （措置済）	文部科学省
805	大学設置基準の緩和	大学設置基準 大学設置審査基準要項 大学設置審査基準要項細則	校舎面積の3倍以上とされている校地面積を、校舎と連動しない形で定めたり、合理的な理由があれば数量基準を緩和するなどの方法により、新たな数量基準を設定する。 校地の2分の1を自己所有要件を緩和する。	平成15年4月1日 から施行	校舎面積の3倍以上とされている校地面積を、校舎と連動しない形で定めたり、合理的な理由があれば数量基準を緩和するなどの方法により、新たな数量基準を設定する。 校地の2分の1を自己所有要件を緩和する。 【学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第15号）、大学設置審査基準要項及び大学設置審査基準要項細則（大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定）を廃止、学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準を定める件（平成15年文部科学省告示第41号）】	平成15年4月1日 施行 （措置済）	文部科学省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
806	大学院大学の校地・校舎面積に関する基準の明確化	大学院大学の審査基準について	大学院大学の設置認可に係る校地・校舎面積に関する基準を明確化する。	平成14年度中	同左 【学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第15号）】	平成15年4月1日施行 （措置済）	文部科学省
807	大学設置の抑制方針の撤廃	平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針	大学の施設の新設や収容定員増を抑制する方針を撤廃する。	平成14年中	同左 【平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針(大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定)を廃止】	平成14年度 （措置済）	文部科学省
808	複数の大学が連合して大学院を設置する場合の大学院設置基準の緩和	大学院設置基準	複数の大学が連合して大学院を設置する場合に、一定の要件の下で教員の兼務を認める。	平成14年度中	同左 【学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第15号）】	平成15年4月1日施行 （措置済）	文部科学省
809	国が取得した特許権等の譲与手続の簡素化	文部科学省所管国有財産取扱規程第40条	国が受託研究により取得した特許権・実用新案権の国以外の者へ譲与する場合に必要な文部科学大臣の承認を不要とし、事後通知とする。	特区法施行と合わせて実施	同左 【文部科学省所管国有財産取扱規程の一部を改正する訓令（平成15年文部科学省訓令第7号）】	平成15年4月1日適用 （措置済）	文部科学省
810	国立大学の施設の使用を認める「大学発ベンチャー」の範囲の拡大	国立大学の施設を国立大学等の研究成果を活用した事業を行う者に使用許可する場合の取扱いについて（H14.6.14振環産第12号）	大学において行う研究又は教員から教授される知見を基に学生が創業する場合に、国立大学の施設を使用できることを明確化する。	平成14年10月中	同左 【「国立大学の施設を国立大学等の研究成果を活用した事業を行う者に使用許可する場合の取扱いについて」の運用について（平成14年10月31日事務連絡）】	平成14年10月 （措置済）	文部科学省
811	国立大学教員等の勤務時間内兼業に係る基準等の明確化	国家公務員法第104条	国立大学教員等が産学官連携活動のために勤務時間内兼業を行うことについて、その政策的意義、公益性等について明らかにした上で、国立大学の法人化後における服務、勤務時間管理等に係る文部科学省の方針を踏まえて、一定の基準・手続の下で実施できるようにする。	平成15年度	同左 【「職員の兼業の承認及び許可の手続等について」の一部改正について（平成15年3月31日14文科人第490号）、国立大学教員等の勤務時間内兼業に係る手続等について（平成15年3月31日14人審発第599号）】	平成15年4月1日実施 （措置済）	総務省 文部科学省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
901	一般労働者派遣事業に係る手続きの緩和	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項	一般労働者派遣事業に係る手続きを事業所毎の手続きから本社一括の手続きに緩和することについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	一般労働者派遣事業の許可制について、事業所単位から事業主単位に変更する。 【職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第82号）】	平成16年3月12日までに施行	厚生労働省
902	特定労働者派遣事業の事業所が複数ある場合に全ての事務所を一本化して届出及び事業所単位の届出書類の削減	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第16条第1項	特定労働者派遣事業の事務所が複数ある場合に全ての事務所を一本化して届出及び事業所単位の届出書類の削減について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	特定労働者派遣事業の届出制について、本社から一括して届け出ることを可能とする。 【職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第82号）】	平成16年3月12日までに施行	厚生労働省
903	紹介予定派遣契約における労働者を特定する行為の制限の緩和	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第26条第7項	紹介予定派遣において、派遣就業終了前に正社員としての採用の可否を本人に通知することについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	紹介予定派遣について、(1)派遣就業開始前の面接、履歴書の送付、(2)派遣就業開始前及び派遣就業期間中の求人条件の明示、(3)派遣就業期間中の求人・求職の意思等の確認及び採用内定を可能とする。 【職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第82号）】	平成16年3月12日までに施行	厚生労働省
904	労働者派遣における派遣期間の延長	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2第1項	派遣就業の場所毎に同一の業務について、派遣元事業主から1年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けることについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	現行の1年の期間制限を見直し、3年まで受入れ可能とする。 【職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第82号）】	平成16年3月12日までに施行	厚生労働省
905	労働者派遣における物の製造業務への派遣対象業務の拡大	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律附則4	物の製造の業務への労働者派遣事業を行うことについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	「物の製造」の業務について労働者派遣事業の対象業務とする。 【職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第82号）】	平成16年3月12日までに施行	厚生労働省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
906	労働者派遣におけるいわゆる26業務への派遣期間の延長または撤廃	労働者派遣事業関係業務取扱要領第7.2	同一の派遣労働者について同一の業務に対し3年を超えて継続して労働者派遣を行うことについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	いわゆる26業務について、派遣労働者の直接雇用の促進に係る措置の整備と併せ、同一の派遣労働者を同一の業務に3年を超えて派遣することを可能とする。 【職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第82号）】	平成16年3月12日までに施行	厚生労働省
907	有期労働契約における契約期間の延長	労働基準法第14条	1年（一定のものについては3年）を超える期間を契約期間とする労働契約の締結を可能とすることについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	専門職の労働契約期間の上限を5年にするとともに、原則1年の契約期間の上限を3年に延長する。 【労働基準法の一部を改正する法律が第156回国会で成立】	公布日から起算して6月を超えない範囲内において施行	厚生労働省
908	有期労働契約における専門的な知識、技術又は経験を有する者の基準の緩和	労働基準法第14条第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準二	修士の学位を有する者について、就こうとする業務に2年以上従事した経験を有するものとの条件を撤廃することについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	原則1年の契約期間の上限を3年に延長し、現在、一部の専門職に認められている契約期間3年をすべての労働者に拡大する。 【労働基準法の一部を改正する法律が第156回国会で成立】	公布日から起算して6月を超えない範囲内において施行	厚生労働省
909	企画業務型裁量労働制に係る基準及び手続きの緩和	労働基準法第38条の4	企画業務型裁量労働制について、適用対象事業所の拡大または適用対象業務の拡大を行い、専門業務型裁量労働制と同程度の手続きで実施可能とすることについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	企画業務型裁量労働制について、その手続の簡素化や適用対象事業場の拡大を図る。 【労働基準法の一部を改正する法律が第156回国会で成立】	公布日から起算して6月を超えない範囲内において施行	厚生労働省
910	有料職業紹介事業者の求職者からの手数料徴収に係る制限の緩和	職業安定法施行規則第20条	手数料を徴収することができる求職者の範囲の拡大（職業の種類及び年収要件の引下げ）について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	同左	平成15年度中	厚生労働省
911	有料職業紹介事業の許可基準の緩和	職業安定法第31条第1項第1号	有料職業紹介事業の許可基準の緩和について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	職業紹介事業の許可制について、事業所単位から事業主単位に変更し、それに伴う所要の見直しを行う。 【職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第82号）】	平成16年3月12日までに施行	厚生労働省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
912	無料職業紹介事業に係る手続きの緩和	職業安定法第33条第1項	無料職業紹介事業の届出制について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	(1)商工会議所、農協等特別の法律に基づいて設立された団体が構成員のために行う無料職業紹介事業については、届出制に緩和し、(2)地方公共団体が、住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯して行う無料職業紹介事業について、届出により実施を可能とし、(3)職業紹介事業の許可制を事業所単位から事業主単位に変更する。 【職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第82号）】	平成16年3月12日までに施行	厚生労働省
913	地方公共団体における無料職業紹介事業の実施	民営職業紹介事業の業務運営要領4(4)イ(イ)	地方公共団体における無料職業紹介事業について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	地方公共団体による職業紹介について、住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、届出により実施を可能とする。 【職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第82号）】	平成16年3月12日までに施行	厚生労働省
914	有料職業紹介事業者の兼業禁止規制の緩和	職業安定法第33条の4	有料職業紹介事業者が禁止されている業務を兼業し、または、禁止されている業務を行っている者が有料職業紹介事業を行うことについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	兼業禁止規制を廃止する。 【職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第82号）】	平成16年3月12日までに施行	厚生労働省
915	紹介予定派遣の推進	職業安定法第44条	紹介予定派遣において、派遣就業終了前に正社員としての採用の可否を本人に通知することについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	紹介予定派遣について、(1)派遣就業開始前の面接、履歴書の送付、(2)派遣就業開始前及び派遣就業期間中の求人条件の明示、(3)派遣就業期間中の求人・求職の意思等の確認及び採用内定を可能とする。 【職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第82号）】	平成16年3月12日までに施行	厚生労働省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
916	有料職業紹介事業者における職業紹介責任者の選任人数に係る緩和	職業安定法施行規則第24条の6第2項	当該事業所の有効求職者数500人当たり1人の職業紹介責任者を選任しなければならないとする規制の緩和について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	職業紹介責任者について、業務を統括する者であることを明確化し、選任要件の見直しを行う。 【職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第82号）】	平成16年3月12日までに施行	厚生労働省
917	社会保険労務士による個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく紛争調整委員会によるあっせんにおける紛争当事者の代理業務の実施	社会保険労務士法第2条	現在国会に提出されている社会保険労務士法の一部を改正する法律案（議員立法。参議院で継続審議）に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の紛争調整委員会におけるあっせんについて、紛争の当事者を代理することを社会保険労務士の業務に加えることが盛り込まれている。	平成15年4月1日施行予定	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の紛争調整委員会におけるあっせんについて、紛争の当事者を代理することを社会保険労務士の業務に加える。 【社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成14年法律第116号）】	平成15年4月1日施行（措置済）	厚生労働省
918	ボイラー等の製造時等検査の簡略化	労働安全衛生法第38条第1項、第44条	国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー、圧力容器を導入する場合の安全の確認を迅速化し、製造時等検査の簡略化を図る。	平成14年度中	同左 【ボイラー構造規格の全部を改正する告示（平成15年厚生労働省告示）、圧力容器構造規格の全部を改正する告示（平成15年厚生労働省告示）】	平成15年4月実施（措置済）	厚生労働省
919	ボイラー等の性能検査に関する自主検査の容認	労働安全衛生法第41条第2項、ボイラー及び圧力容器安全規則第38条、第73条	ボイラー等の性能検査について、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自主検査等のインセンティブ制度を導入する。	平成15年度中	同左	同左	厚生労働省
920	工場が分社化した場合のボイラー等に係る連続運転認定の承継	平成14年3月29日付け基発第0329018号「ボイラー等の連続運転に係る認定制度について」 平成14年3月29日付け基安安発第0329001号「ボイラー等の連続運転認定要領に係る留意事項について」 平成14年6月21日付け基安安発第0621001号「ボイラー等の連続運転認定要領に関する質疑応答について」	一つの工場が分社化により複数の別法人となった場合についても、適正な安全管理が実施される場合には、ボイラー等の連続運転認定の承継を可能とする。	平成14年度中	同左 【ボイラー等の連続運転認定要領に関する質疑応答の一部改正について（平成15年基安安発第0115001号）】	平成15年1月実施（措置済）	厚生労働省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
921	圧力容器設計時の許容応力の安全率の緩和	圧力容器構造規格第4条	国際的な規格（ASME（米）規格含む）と同等の基準の採用を可能とする。	平成15年度中	同左	同左	厚生労働省
922	特別医療法人が行うことができる収益業務の拡大	厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務（平成10年厚生省告示第108号）	特別医療法人について、業務範囲の拡大を行う。	平成15年度中	同左	同左	厚生労働省
923	高度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限の撤廃	医療法施行規則第30条の32第1項に規定する特定の病床等の特例について（平成10年7月24日指第43号）	現行では各施設とも1回限りとされている高度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限について、先端医療を推進するため特に必要があると認められる場合には撤廃する等の弾力的な運用を行う。	平成14年度中	高度先進医療に係る病床の特例措置について、現行の1回限りとされている回数制限を撤廃し、先端医療を推進するため特に必要があると認められる場合には当該病床の整備ができるようにする。 【「医療法施行規則第30条の32第1項に規定する特定の病床等の特例について」の一部改正について（平成15年医政指発第0328001号）】	平成14年度（措置済）	厚生労働省
924	高度先進医療制度の見直し 特定療養費制度の対象の拡大 「特定承認保険医療機関」の承認要件等の高度先進医療制度の見直し	健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成6年8月厚生省告示第236号） 保険医療機関及び保険医療費担当規則第5条の2（昭和32年厚生省令第15号） 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第5条の2（昭和32年厚生省令第13号） 特定承認保険医療機関及び特定承認療養取扱機関の取扱いについて（昭和60年2月25日保発第19号）	薬事法改正により、医師の主導により医薬品等を使用する臨床研究について、治験として取扱うこととなったことに伴い、特定療養費制度の適用対象とする。 臨床研究以外の高度先進医療については、高度先進医療制度において、特定承認保険医療機関の承認要件や対象技術の範囲について見直しを行い、速やかに実施する。	改正薬事法の施行により実施 平成15年度中	同左	同左	厚生労働省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
925	臨床修練について、医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を容認	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を目的として入国した外国医師等について、厚生労働大臣の許可を与えることを明確化する。(通知発出) ・臨床修練の許可条件となっている語学能力について、英語以外の言語を追加する。(省令改正) ・臨床修練の許可の審査期間の短縮を図る。(運用) 	平成14年度中	<p>同左 【外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について(平成15年医政発第0331019号)】</p> <p>同左 【外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成15年3月厚生労働省令第66号)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床修練の許可の審査期間を短縮する。 <p>【外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について(平成15年医政発第0331019号)】</p>	平成14年度 (措置済)	厚生労働省
926	対面診療が困難な場合以外の状況下での遠隔診療の適用	情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について(平成9年12月24日健政発第1075号)	対面診療が困難な場合(離島、へき地など)だけではなく、遠隔医療により適切な医療サービスが提供される場合(在宅の緩和ケア、リハビリテーション指導など)にも、対面診療を適切に組み合わせること等の条件を設定した上で、主治医の判断の下、必要に応じて遠隔診療を行うことを可能とする(通知改正)。	平成14年度中	<p>同左 【「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について(平成15年医政発第0331020号)】</p>	平成14年度 (措置済)	厚生労働省
927	特定機能病院の病床数基準の緩和	医療法施行規則第6条の5	現行500床とされている病床数基準の緩和を行う。	平成15年度中	同左	同左	厚生労働省
928	未承認薬、欧米認可薬剤の利用の自由化	薬事法第14条第1項、第3項、第23条第1項	薬事法改正により、医師主導の治験に未承認の薬剤、器具機械を提供することを可能とする。	改正薬事法の施行により実施	同左	薬剤については平成15年7月30日施行 器具器械については平成17年施行予定	厚生労働省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
929	新しい医薬品や医療用具の審査における指定調査機関の要件緩和	薬事法第14条第3項	比較的低リスクの低い医療機器については第三者認証機関による認証を義務づけることとし、指定調査機関制度を廃止する。第三者認証機関には、大学や公設試験研究機関であっても、公平中立で技術的能力、財政基盤の整備された機関については広く認めていく。	改正薬事法の施行により実施	同左	平成17年施行予定	厚生労働省
930	医療用具製造者の製造品目の変更・追加に係る許可制度の届出制度への変更	薬事法第14条第3項	薬事法改正により、現行の品目追加・変更許可制度を全面的に見直し、書面だけではなく必要に応じて製造現場での確認をも行う承認審査システムを導入するとともに、製品類別ごとの区分に従い、製造所ごとに製造業の許可を与えることとし、品目追加・変更許可制度は廃止する。	改正薬事法の施行により実施	同左	平成17年施行予定	厚生労働省
931	侵襲性が低い新規医療器具や医薬品の本人承諾による迅速な使用	薬事法第12条	薬事法改正により、医師主導の治験に未承認の薬剤、器具機械を提供することを可能とする。	改正薬事法の施行により実施	同左	薬剤については平成15年7月30日施行 器具器械については平成17年施行予定	厚生労働省
932	配置販売業に必要な知識経験の基準である実務経験年数に、薬事に関する専門講習の受講期間を合算	薬事法施行令第7条	配置販売業の業務を行うために必要な知識経験の基準について、薬事に関する専門講習を受けた場合は、その講習内容・受講期間等に鑑み、受講期間を実務経験とみなすことが可能かどうか検討し、速やかに実施する。	平成15年度中	同左	同左	厚生労働省
933	合成ペプチド等を使った薬物の医師主導の治験への対象化	改正薬事法第80条の2第2項に定める厚生労働省令	薬事法改正により導入される医師主導の治験において、合成ペプチド等も対象とする。	改正薬事法の施行により実施	同左	平成15年7月30日施行	厚生労働省
934	幼稚園教諭・保育士資格の相互取得の容易化	児童福祉法第18条の6、児童福祉施設最低基準第33条	幼稚園教諭資格所有者が新たに保育士資格を取得しやすい方策について検討し、速やかに実施する。	平成15年度中	同左	同左	厚生労働省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
935	食品指定検査機関の指定要件の緩和	食品衛生法第19条の4	公益法人により行われている検査命令に伴う食品検査の在り方について、民間検査機関も指定の対象とすることや、検査機関の指定を登録に変更すること等を、食品衛生法の抜本的改正の中で措置を予定。	平成15年中に改正予定	公益法人により行われている検査命令に伴う食品検査の在り方について、民間検査機関も指定の対象とすることや、検査機関の指定を登録に変更すること等を、食品衛生法の抜本的改正の中で措置する。 【改正食品衛生法（平成15年法律第55号）】	改正食品衛生法の施行により実施	厚生労働省
936	温泉利用型健康増進施設の認定要件の緩和	健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第4条	温泉利用型健康増進施設について、新たな普及版の認定要件について検討し、速やかに実施する。	平成14年度中に結論、平成15年度中までに実施	「温泉利用型健康増進施設の実証事業検討会」において、平成15年3月に「普及型の温泉利用型健康増進施設を新たに設けることが適当」と報告されたことを踏まえ、今後普及型の類型を設ける。	平成15年度中	厚生労働省
937	農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の面積要件の撤廃	旅館業法第2条、第3条 旅館業法施行令第1条第3項 旅館業法施行規則第5条第1項	農林漁家が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に定める農林漁業体験民宿業を行う場合、旅館業法施行令第1条第3項第1号に規定する簡易宿泊所のアリーナ面積要件を適用しないことについて検討し、速やかに実施する。	平成15年度中	農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設については簡易宿泊所の客室延床面積の基準を適用しないこととする。 【改正旅館業法施行規則（平成15年厚生労働省令第48号）】	平成15年4月1日施行（措置済）	厚生労働省
938	社会保険労務士の法人化	社会保険労務士法第4章の2（第25条の6～第25条の25）	現在国会に提出されている社会保険労務士法の一部を改正する法律案（議員立法。参議院で継続審議）に社会保険労務士を社員とする社会保険労務士法人制度の創設について盛り込まれている。	平成15年4月1日施行予定	社会保険労務士を社員とする社会保険労務士法人制度を創設する。 【社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成14年法律第116号）】	平成15年4月1日施行（措置済）	厚生労働省
939	輸出入・港湾関連手続の合理化（ワンストップサービス・シングルウィンドウ化）	運用（関税法、出入国管理及び難民認定法、検疫法、食品衛生法、家畜伝染予防法、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、港則法関連）	関係府省とともに、必要なシステム整備を行い、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現する。	平成15年度のできるだけ早い時期	同左	平成15年7月中を目途に運用開始	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
940	検疫の24時間化	-	具体的な要請に基づき、開庁時間延長等の運用により対応する。	平成15年度中	同左	同左	厚生労働省
1001	輸出入・港湾関連手続の合理化（ワンストップサービス・シングルウィンドウ化）	運用（関税法、出入国管理及び難民認定法、検疫法、食品衛生法、家畜伝染予防法、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、港則法関連）	関係府省とともに、必要なシステム整備を行い、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現する。	平成15年度のできるだけ早い時期	同左	平成15年7月中を目途に運用開始	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
1002	総合保養地域整備法に基づく基本構想見直しに係る手続きの簡素化	総合保養地域整備法第6条	各道府県における総合保養地域整備法の基本構想の見直しに際して、変更に係る協議期間の短縮等、協議に係る事務負担の軽減措置について検討し、対応していくこととする。	平成14年度中	各道府県における総合保養地域整備法の基本構想の見直しの際の協議に係る事務負担の軽減措置に関して、変更申請時の書類の簡素化、標準処理期間の設定、事前協議及び正式協議のオンライン化等を行う。 【総合保養地域整備法に基づく基本構想の変更協議に係る事務負担の軽減について（平成15年6月16日総行地第83号、15農振第725号、国都地第48号）】	平成15年6月16日（措置済）	総務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
1101	研究開発段階でのアルコール製造等に係る手続きの簡素化	アルコール事業法施行規則第3条	現状でも申請書を一枚提出するだけで足りるが、さらに簡便化を図るため、電子申請を認める。	平成15年度中	同左	同左	経済産業省
1102	土地利用計画や都市計画で緑地、環境施設が適正配置されている場合の、工場立地法上の基準の緩和	工場立地に関する準則（平成10年1月12日号外大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）	土地利用計画や都市計画で緑地、環境施設が適正配置されている場合は、実情に応じた対応ができるよう工場立地に関する準則の改正又は運用を見直し、速やかに実施する。	平成15年度のできるだけ早い時期	同左	同左	経済産業省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1103	地域準則に対する基準の緩和	緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（平成10年1月12日号外大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第2号）	地域の実情に応じた設定が可能となるよう、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（地域準則）について全国的に見直し、速やかに実施する。	平成15年度のできるだけ早い時期	同左	同左	経済産業省
1104	工場敷地内の工場立地法上の緑地定義の拡大（屋上緑化、壁面緑化、藤棚等）	工場立地法施行規則第3条	緑地の定義を全国的に見直し、速やかに実施する。	平成15年度のできるだけ早い時期	同左	同左	経済産業省
1105	工場敷地内の工場立地法上の環境施設定義の拡大（駐車場、工場見学通路）	工場立地法施行規則第4条	環境施設の定義を全国的に見直し、速やかに実施する。	平成15年度のできるだけ早い時期	同左	同左	経済産業省
1106	生産施設面積率の緩和	工場立地に関する準則第1条（平成10年1月12日号外大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）	敷地面積に対する生産施設面積の割合について全国的に見直し、速やかに実施する。	平成15年度のできるだけ早い時期	同左	同左	経済産業省
1107	緑地面積率の緩和	工場立地に関する準則第2条（平成10年1月12日号外大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）	敷地面積に対する緑地面積の割合について全国的に見直し、速やかに実施する。	平成15年度のできるだけ早い時期	同左	同左	経済産業省
1108	ベンチャーキャピタル関連制度（中小企業等投資事業有限責任組合制度）の投資対象の拡大	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項	中小企業等投資事業有限責任組合における投資対象について、現行の株式会社のみならず、有限会社、個人事業者等にも拡大する。	遅くとも、次期通常国会までに法案提出	中小企業等投資事業有限責任組合（投資ファンド）の投資対象を、従来の株式会社から有限会社や企業組合等にも拡大する。 【中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（平成14年法律第110号）】	平成14年12月16日施行（措置済）	経済産業省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1109	企業組合の組合員の要件の緩和	中小企業等協同組合法第8条第6項、第9条の1第1項及び第2項	企業組合制度について、組合員資格（個人限定）、組合員事業従事割合、従業員の組合割合を緩和する。	遅くとも、次期通常国会までに法案提出	同左 【中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（平成14年法律第110号）】	平成15年2月1日施行（措置済）	経済産業省
1110	一般の需要家に対する電力小売の緩和	電気事業法施行規則第2条の2	地理的に分散した「密接な関係」のない不特定多数の需要家に対して、一般電気事業者以外の者が電力の小売をする場合に、使用最大電力の下限を緩和する。	次期通常国会に法案提出	同左 【電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年法律第92号）】	平成17年4月1日施行	経済産業省
1111	既存電力供給事業者への新エネルギー由来電力購入の義務化、購入割合拡大	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法	電気事業者に一定量以上の新エネルギーを利用して得られる電気の利用を義務づける。	平成15年4月1日から施行予定	同左 【電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）】	平成15年4月1日施行（措置済）	経済産業省
1112	試験研究機関に対する高圧ガス製造事業届出手続の簡素化	一般高圧ガス保安規則第4条	試験研究機関については、高圧ガスの種類・量等に応じて、製造事業届出の添付書類を簡素化する。	特区法の施行までに実施	試験研究機関について、高圧ガスの種類・処理能力に応じて製造事業届出の添付書類を簡素化する。 【高圧ガスの製造許可申請等にかかる添付書類について（平成15年3月31日平成15・03・25原第3号）】	特区法の施行までに実施（措置済）	経済産業省
1113	燃料電池自動車用バルブの適合基準の整備	容器保安規則第17条	海外の規格を考慮し、燃料電池自動車用のバルブの規格を整備する。	平成15年度中	同左	同左	経済産業省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1114	海外有力規格（ASME）に基づく高圧ガス設備を設ける場合の安全率の追加	特定設備検査規則第14条	アメリカ機械学会（ASME）規格と整合化を行い、高圧ガス設備を設計する場合の安全率について、現行の4.0に加え、3.5を追加する。	平成14年度中	米国機械学会（ASME）の規格を採用するため、高圧ガス保安法に基づく圧力容器の技術基準及び例示基準を改正し、高圧ガス設備を設計する場合の安全率を現行の4.0に加え、3.5を追加するなど所要の整備を行う。 【特定設備検査規則等の一部を改正する省令（平成14年経済産業省令第41号）、「特定設備検査規則の機能性基準の運用について（平成13・12・27原院第5号）」の一部改正について（平成15年3月31日平成15・03・28原院第8号）】	平成14年度（措置済）	経済産業省
1115	石油コンビナート等災害防止法上の区分・地区要件等の緩和	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第3条及び第4条	事業者から具体的な事業の提案及び関連するデータ等の提出が平成15年度上期までになされるならば、工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種・少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。	平成15年度中	同左	同左	総務省（消防庁） 経済産業省
1116	総合保養地域整備法に基づく基本構想見直しに係る手続きの簡素化	総合保養地域整備法第6条	各道府県における総合保養地域整備法の基本構想の見直しに際して、変更に係る協議期間の短縮等、協議に係る事務負担の軽減措置について検討し、対応していくこととする。	平成14年度中	各道府県における総合保養地域整備法の基本構想の見直しの際の協議に係る事務負担の軽減措置に関して、変更申請時の書類の簡素化、標準処理期間の設定、事前協議及び正式協議のオンライン化等を行う。 【総合保養地域整備法に基づく基本構想の変更協議に係る事務負担の軽減について（平成15年6月16日総行地第83号、15農振第725号、国都地第48号）】	平成15年6月16日（措置済）	総務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
1117	輸出入・港湾関連手続の合理化（ワンストップサービス・シングルウィンドウ化）	運用（関税法、出入国管理及び難民認定法、検疫法、食品衛生法、家畜伝染予防法、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、港則法関連）	関係府省とともに、必要なシステム整備を行い、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現する。	平成15年度のできるだけ早い時期	同左	平成15年7月中を目途に運用開始	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1201	水先料金の見直し	水先法施行規則第23条	各強制水先区において、料金のベースとなるきょう導距離等について港湾整備の進捗状況等を踏まえた再検証を行い、料金を見直す。	平成15年度中	同左	同左	国土交通省
1202	農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送が可能であることの明確化	道路運送法第4条	グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関の利用が困難な地域において、農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用の明確化を図る。	平成14年度中	同左 【宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について（平成15年3月28日国自旅第250号・第250号の2）】	平成15年3月28日 （措置済）	国土交通省
1203	特殊車両許可手続きの簡素化	海上コンテナ用セミトレーラ連結車の取扱いについて（昭和60年4月9日建設省道路局道路交通管理課長通達）	車両の高さ制限を緩和するための指定道路の指定など特車制度に係る手続きについて、電子申請手続きの導入と併せて申請書類の電子化、提出書類の削減、提出部数の削減等の簡素化について検討する。	平成15年度中	同左	同左	国土交通省
1204	都市公園内の公園施設、占用物件の範囲の拡大	都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第4条 都市公園法第7条及び都市公園法施行令第12条	従来限定列挙されていた、都市公園内の建築面積の上乗せが可能な施設その他の公園施設及び占用物件について、公園のオープンスペース機能の保持に留意の上、条例により追加できるようにする。	平成15年度中	休養施設、遊戯施設、運動施設及び教養施設である公園施設並びに仮設の占用物件について、都市公園法施行令に限定列挙されていたものを、条例により追加可能とする。 【都市公園法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第101号）】	平成15年3月28日 施行 （措置済）	国土交通省
1205	空きオフィスの住宅への転用時などにおける採光に関する規定の合理化	建築基準法施行令第20条	空きオフィスの住宅への転用時に適用される住宅の居室に係る床面積に対する窓等の有効面積の算定方法について合理化する。	平成14年度中	住宅の居室に係る床面積に対する窓等の有効面積の算定方法を合理化する。 【建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件（平成15年国土交通省告示第303号）】	平成15年3月28日 （措置済）	国土交通省
1206	畜舎等における防火規定の適用除外要件の拡大	平成6年建設省告示第1716号	畜舎等に係る防火壁の設置義務の適用除外要件である周辺建物等からの距離（20m超）について、一定の安全措置を講じたものについて6mまで緩和する。	平成14年度中	同左 【平成6年建設省告示第1716号の一部を改正する件（平成15年国土交通省告示第304号）】	平成15年3月28日 （措置済）	国土交通省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1207	農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化	旅行業法第3条	グリーン・ツーリズム推進のため、農家民宿が運送、宿泊サービスを自ら提供して、これに農業・農林体験への参加を付加して販売する場合は、旅行業法の対象とならないことにつき、解釈を明確化し、関係団体・関係者に対し、その趣旨の徹底を図る。	平成14年度中	農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービス（これに農業・農林体験ができる農業体験サービスを付加する場合を含む。）を販売することは、代理、媒介、取次、利用のいずれにも該当しないことから、旅行業に該当しないことにつき、解釈を明確化し、関係団体・関係者に対し、周知徹底を図る。 【農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化について（平成15年3月20日国総観旅第526号・第526号の2）】	平成15年3月20日 （措置済）	国土交通省
1208	総合保養地域整備法に基づく基本構想見直しに係る手続きの簡素化	総合保養地域整備法第6条	各道府県における総合保養地域整備法の基本構想の見直しに際して、変更に係る協議期間の短縮等、協議に係る事務負担の軽減措置について検討し、対応していくこととする。	平成14年度中	各道府県における総合保養地域整備法の基本構想の見直しの際の協議に係る事務負担の軽減措置に関して、変更申請時の書類の簡素化、標準処理期間の設定、事前協議及び正式協議のオンライン化等を行う。 【総合保養地域整備法に基づく基本構想の変更協議に係る事務負担の軽減について（平成15年6月16日総行地第83号、15農振第725号、国都地第48号）】	平成15年6月16日 （措置済）	総務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
1209	輸出入・港湾関連手続の合理化（ワンストップサービス・シングルウィンドウ化）	運用（関税法、出入国管理及び難民認定法、検疫法、食品衛生法、家畜伝染予防法、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、港則法関連）	関係府省とともに、必要なシステム整備を行い、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現する。	平成15年度のできるだけ早い時期	同左	平成15年7月中を目途に運用開始	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
1301	有害物質を取扱う施設の所有権移転に伴う浄化措置の猶予	土壌汚染対策法第7条第1項	当該施設の所有権が移転され、引き続き土地が工場や研究所等の用途に使用される場合は、土壌汚染調査を猶予する。	平成14年度中	当該施設の使用が廃止され、所有権の移転を伴う場合でも、引き続き当該土地が工場や研究所等の用途に使用される場合は、土壌汚染調査を猶予する。 【土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第12条】	平成15年2月15日施行 （措置済）	環境省

「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2における決定内容					平成15年6月27日時点修正版		
番号	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
2001	特定非営利活動の範囲の拡大	特定非営利活動促進法別表（第2条第1項関係）	特定非営利活動の範囲の拡大（議員立法）	平成15年度中	特定非営利活動の範囲を12分野から17分野に拡大する。 【特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成14年法律第173号）】	平成15年5月1日 施行 （措置済）	内閣府